（別紙）

1.予防接種について

・お母さんが赤ちゃんにプレゼントした「免疫（病気に対する抵抗力）」は、生まれた後、徐々に失われていく。
・そのため、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要がある。その助けとなるのが予防接種。
・「**予防接種**」とは、**病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするために、ワクチンを接種すること**。
・「ワクチン」とは、感染症の原因となるウイルスや細菌、または菌がつくり出す毒素の力を弱めた予防接種液のこと。
・予防接種の主な目的：**①予防接種を受けた者が感染症になることを予防する・重症化を防ぐ。（個人予防）**
②感染症が社会にまん延してしまうのを防ぐ。（集団予防）

2.定期接種と任意接種、A類疾病とB類疾病

2-1.定期接種　「予防接種法」によって定められている。

①A類疾病：主に集団予防、重篤な疾患の予防【接種を受ける努力義務あり】
※1人あたり、約35万円分の予防接種が原則無料　（ ロタ・B型肝炎・小児肺炎球菌・五種混合・BCG 等 ）

②B類疾病：主に個人予防【接種を受ける努力義務なし】　※糸満市より、一部補助あり（ 高齢者肺炎球菌 等 ）

2-2.任意接種　定期接種以外のもの。

【全額自己負担】 市からのお知らせなし。直接医療機関へお問い合わせください。

3.接種前の確認

①予診票は、お子さんの健康状態に詳しい保護者が事前に記入し、母子手帳と一緒に持参してください。
②受ける予防接種についての必要性や副反応について、よく理解しておきましょう。
③予防接種は体調の良い時に受けましょう。以下の方は、接種を見合わせる、もしくは事前に医師とご相談ください。

3-1.予防接種を受けることができない者

①明らかに発熱している者（通常37.5℃以上）。
②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者。
③接種しようとする接種液の成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある者。
④その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者。

3-2.接種前に医師と相談が必要な者

①心臓血管系・腎臓・肝臓・血液の病気、発育障害などの基礎疾患を持っている者。
②予防接種を受けた後、2日以内に発熱のみられた者、及び全身性発疹等のｱﾚﾙｷﾞｰを疑う症状を出たことがある者。
③過去にけいれんを起こしたことがある者。
④過去に免疫不全と診断された者、および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者。
⑤接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者。
⑥麻しんにかかり、治癒後4週間を経過していない者。
⑦風しん・おたふくかぜ・水痘にかかり、治癒後2～4週間を経過していない者。
⑧突発性発疹・手足口病・伝染性紅斑等のｳｲﾙｽ性疾患にかかり治癒後1～2週間を経過していない者。
⑨ ⑥～⑧の潜伏期間と思われる者。

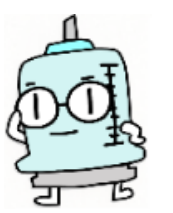

4.接種後に気をつけること

①すぐに帰宅せず、少なくとも30分間は安静にしていてください。
②接種後、生ワクチンは4週間、不活化ワクチンは1週間、副反応の出現に注意しましょう。
③接種部位を清潔に保ちましょう。接種部位はこすらないでください。
④接種後まる一日は、過度な運動を控えましょう。
⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

5.副反応について

予防接種を受けた後に起こるかもしれない体の反応のことです。発熱、接種した部分の発赤・腫れ・しこり、発疹などがあります。通常、数日以内に自然に治ります。ひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状があった場合は医師にご相談ください。

6.予防接種による健康被害救済制度について

定期予防接種による副反応のために、医療機関での治療や生活での支援が必要になったときは、法律に定められた救済制度があります。詳しくは。厚生労働省ホームページをご覧ください。

お問合せ先　糸満市役所 健康推進課 予防係　電話：098-840-8126